

とほろみかい

No 276

平成24年4月5日

事業計画と予算	2
平成24年度予算内訳	4
境港市協会員募集 ボランティア活動保険加入のお知らせ	
因伯シルバー大会	5
東日本大震災義援金について [地域福祉権利擁護事業]	
福祉サービス利用支援センター	6
5月の相談日	7
老人福祉センターからお知らせ 福祉用具の紹介 ㊟	
香典返しご寄付芳名録	8
生活福祉資金貸付のご案内	

特集

ぜひご利用ください 福祉バス



境港市社会福祉協議会では、会員の教養の向上、健康の増進、社会参加及びレクリエーション等の参加を促し、もって社会福祉の向上に努めることを目的に、福祉バスを運行しています。

地域の交流や団体・サークルの研修などに、ぜひご利用ください。

- 利用申込みできる方／社協の会員(賛助・団体)で社協の個別事業に協力いただける方。
- 福祉バスの仕様／29人乗り(運転手含む)マイクロバス1台※運転は、市社協運転手が行います。
- 申込み等／申込み予約、利用の空き状況等の確認は、電話でも可能です。
なお、利用後の燃料満タンでの返却などの条件がありますので、詳細は市社協までお問合せください。

境港市社会福祉協議会ホームページぜひご覧下さい!!

境港市社協

検索

<http://sakaiminato-shakyo.jp>



携帯電話からはこちらのQRコードでご覧になれます。

事業計画と予算

平成24年度
境港市社会福祉協議会の

社会福祉協議会では、理事会並びに評議員会を開催し、今年度の事業計画と予算を決定しました。基本計画、重点目標および実施事業は、次のとおりです。

重点目標

1. 地域福祉活動の支援

地域において実施されている「食事サービス」「高齢者ふれあいの家」「認知症予防サークル活動」等の地域住民の参加による福祉サービスを支援します。

2. 地域で取り組む福祉活動・ボランティア活動の推進

地区社会福祉協議会、地区自治連合会や地区民生児童委員協議会との連携・協働によって、「ご近所ボランティア」、「ふれあい・いきいきサロン」などの地域を基盤としての地域住民の福祉活動・ボランティア活動について、取り組みを始めます。

3. 災害ボランティアセンターの設置・整備

境港市と境港市災害ボランティアセンターの設置について協議をし、災害時のボランティアの受け入れ体制を整えます。

4. 第3次地域福祉活動計画の策定

次期（平成25年度～平成29年度）の境港市地域福祉活動計画を策定するために委員会等を設置し、市の地域福祉計画とのすり合わせ、福祉座談会や住民アンケートの実施により、次期活動計画を策定します。

基本方針

私たちを取り巻く社会情勢は、相変わらずめまぐるしく変化をしています。少子高齢化社会を背景として、近年の経済不況等により、地域社会が変容し、地域福祉を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、今年度は介護保険制度の改正や障害者新法の制定、社会保障と税の一体改革などが予定されています。住民一人ひとりが年齢や障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住民参加による地域社会の形成が重要な課題となります。昨年の正月豪雪や東日本大震災の教訓から、現在、住民の防災意識が大変高まっています。このような状況の中で、被災地への災害支援の経験を踏まえ、境港市と協議しながら、災害ボランティアセンター設置のマニュアル等の整備について早急に取り組んでまいります。

地域福祉活動においても、今一度原点に立ち返り、地域の支え合いやコミュニティづくりに関心をもつ地域住民の育成や、具体的な活動に取り組むボランティアを育成する事業を行い、引き続き「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」を合言葉に、地区社会福祉協議会、自治会、民生児童委員を中心とした多くの方々の協働のもと、地域福祉推進に取り組んでまいります。

実施事業

法人運営

- ※理事会、評議員会、正副会長会、地区社協会長の開催
- ※各種委員会の開催
- ※事業計画、予算の執行管理
- ※役職員の研修
- ※市民社会福祉大会の開催と顕彰
- ※健全な財政運営
- ※第三者委員会の開催
- ※地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉活動の推進

- ※行政、地区社協、地区民協、地区自治会などの連携
- ※広報・ホームページの充実、意見箱の設置、福祉モニターの設置
- ※住民から直接評価を受け、市・地区社会福祉協議会の事業等に反映させるため、公民館、市役所等に意見箱を設置し、また、福祉ニーズ等把握のため、福祉モニターを設置します。
- ※小地域福祉活動食事サービス、高齢者ふれあいの家、認知症予防の会、福祉座談会の推進
- ※活動を通じて、家に閉じこもりがちの高齢者へ生きがい活動の支援、並びに地域で必要としている福祉サービスについての皆様の声をいただき、地域の支えあい活動の充実を図ります。



福祉文化祭の開催

- ※ボランティア事業の推進
ボランティアの育成や活動保険の一部助成など、ボランティア活動のやり易い環境を整えます。
- ※福祉文化祭の開催
市民参加を基に、障がい者等の交流と親睦を深めるために、ふれあいの場を提供します。
- ※夢みなと子どもまつりの開催
- ※地域福祉権利擁護事業の推進
- ※就学前児童施設に図書配布
幼児が本に親しみ、豊かな人間性を育んでもらうため、市内の保育所(園)・幼稚園・託児所に児童図書を設置します。
- ※安心箱の配布
75歳以上の一人暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者だけの世帯に、緊急時

- ※敬老会の開催
の備えとしての連絡先、身の回り品を入れておく安心箱を配布します。
- ※敬老会の開催
多年にわたり社会貢献されてきた高齢者を敬い長寿を祝うため、敬老会を地区社会福祉協議会と共に開催します。
- ※福祉教育実践事業の実施
- ※ファミリー・サポート・センター事業への助成
- ※利用の促進、子育て支援として、補助券を出します。
- ※福祉バスの運行・管理
地域住民の健康増進、教養の向上、社会的活動の参加及びレクリエーション等への便宜を提供のため、マイクروبスを運行します。
- ※ふれあい総合相談センターの開設
市民の各種相談に応じると共に、必要に応じて専門機関を紹介、又は福祉サービスを紹介し、弁護士による法律相談や司法書士、民生委員による一般相談などの相談員を配置し、市民相談に応じます。
- ※ご近所ボランティア・ふれあいきいきサロンのきつかけづくり
- ※市民社会福祉大会の開催
- ※災害罹災者の支援
火災等の災害により罹災された世帯に、見舞金を贈ります。
- ※災害ボランティアセンターの設立
- ※福祉団体事務局の支援
- ※市民余芸大会の共催



福祉座談会の開催

地区社協活動の支援

- ※福祉活動計画の策定（平成二十五年度～平成二十九年度）
- ※会費配分
- ※寄付金配分助成
- ※共同募金配分助成
- ※地区ボランティア助成
- ※高齢者食事サービス助成
- ※敬老会の開催助成
- ※高齢者ふれあいの家事業の委託
- ※生活福祉資金（県社協）
低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進などを図ります。

貸付金事業の実施

- ※生活緊急小口貸付金（市社協）
- ※共同募金事業の実施
- ※赤い羽根募金
- ※歳末たすけあい募金
- ※介護保険事業の実施
ケアプランが必要な高齢者、障がい者の方へのプランの作成や介護用ベッド、車椅子などの貸与・販売を行います。
- ※居宅介護支援事業
- ※福祉用具貸与事業
- ※福祉用具販売事業
- ※安否確認ヘルパーの派遣（市受託）
七十五歳以上の一人暮らしで、介護保険サービスや福祉サービスを利用していない方に対して、安否確認のため定期的にヘルパーが訪問します。
- ※諸団体事務局の運営
- ※境港市民生児童委員協議会
- ※鳥取県共同募金会境港市支会
- ※日本赤十字社鳥取県支部境港市地区
- ※境港市老人クラブ連合会
- ※境港市障がい児(者)育成会
- ※境港市身体障がい者福祉協会
- ※境港市精神障害者家族会



平成24年度

因伯シルバー大会 出場者募集



スポーツや文化活動を通して、鳥取県内の高齢者同士の交流の輪を広げ、健康と仲間づくり、生きがいづくりを促進するために、因伯シルバー大会を開催します。なお、本大会は平成24年10月に宮城県で開催される第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会(ねんりんピック宮城・仙台2012)の派遣選手の選考会を兼ねています。

大会実施種目(11種目)

- ①卓球 ②テニス ③ソフトテニス ④ソフトボール ⑤ゲートボール ⑥ベタンク ⑦ゴルフ
⑧弓道 ⑨グラウンド・ゴルフ ⑩囲碁 ⑪将棋

参加資格

鳥取県に在住する60歳以上の方。
(昭和28年(1953)年4月1日以前に生まれの方)

開催日時

平成24年5月中旬 ※種目によって日程が異なります。

開催場所

鳥取県中部地区を中心に開催予定

参加料

無料(ただし、ゴルフは参加料2,000円及びプレー代が必要)

申込期限

平成24年4月20日(金)必着

申込・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 因伯シルバー大会申込係
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
TEL(0857) 59-6338 FAX(0857) 59-6340

ホームページでも

詳細をご覧ください。 <http://www.tottori-wel.or.jp/> (鳥取ことぶきネット)

実施要項、参加申込書は、市社協事務局にありますので、大勢の方の大会参加をお待ちしています。

「東日本大震災義援金」に係る受付期間の延長について

中央共同募金会及び日本赤十字社は「東日本大震災」の被災者に対する継続した支援の必要があることから、当初平成24年3月31日(土)までとしていた義援金受付期間を、下記のとおり延長することとしました。

なお、義援金受付期間の延長に伴い、窓口受付は市社協事務局、市役所福祉課で引き続き継続し、義援金箱は各公民館、市役所福祉課、老人福祉センターに引き続き設置いたしますので、ご協力をお願いいたします。

義援金受付期間：平成24年9月30日(日)まで

義援金 受付状況

東日本大震災義援金へ多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただき、深く感謝申し上げます。現在の義援金受け付け状況(2月16日~3月15日)と、ご支援いただいた企業・団体名、個人のお名前をご報告させていただきます。お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会及び日本赤十字社を通じて、被災者の生活再建のために配分されます。

義援金総額 139,991円 (2月16日~3月15日受付分) ※義援金受付開始からの総額(累計) 16,931,019円

◎ 境小学校保護者と先生の会 5,700円

◎ 境港妖怪レーベル 134,291円

※名前を公表することについての同意が得られていない方につきましては、掲載を控させていただきますので、ご了承ください。

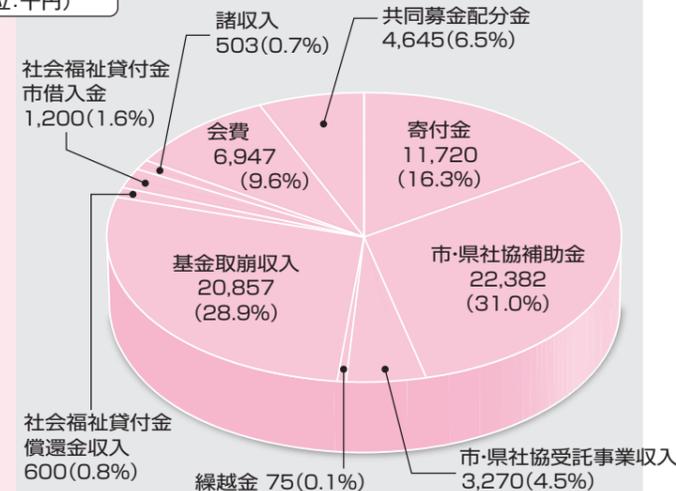
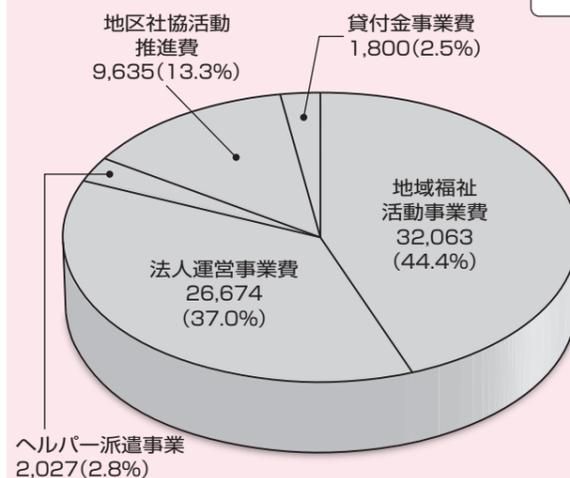
平成24年度予算内訳

支出 支出総額 72,199

一般会計

(単位:千円)

収入 収入総額 72,199



市民社会福祉大会

介護保険特別会計

(単位:千円)

収入	介護保険等収入	27,567
	繰越金	833
	合計	28,400
支出	介護保険事業費	28,400
	合計	28,400

ボランティア活動保険 加入のお知らせ

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

■加入できる方

ボランティア個人・団体、NPO法人またはその所属の無償のボランティア

■補償期間

加入申込手続き完了日の翌日から平成25年3月31日午後12時まで

■補償内容

- ケガの補償(ボランティア自身の死亡、後遺障害、入院通院保険など)
- 賠償責任の補償(活動中に他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき)

■対象となるボランティア活動

- 自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動
- 社会福祉協議会に届出、または委嘱された活動であること

■保険料

280円~720円(加入プランにより異なります)

問合せ先 加入申込手続きや補償内容など、詳しくは市社協(☎45-6116) 松本まで

境港市社会福祉協議会

会員の募集!

境港市社会福祉協議会は、「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」をつくるために、地域の皆様やボランティア、保健、福祉関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら活動を行っている民間の団体です。

活動の財源は、公的な補助金や委託金、介護保険収入、共同募金配分金をはじめ、住民の皆様から拠出していただいた貴重な「社協会費」によって支えられています。何卒、社協活動の趣旨にご賛同の上、「社協会費」の納入にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、社協の目的に賛同いただける方へ賛助会員のお願い(募集)を行っていますので、賛助会員として社協を応援いただける方々のご加入もお願いいたします。

社協会員の種類と金額

- 一般会員 市内各世帯
1世帯 年額 600円
- 賛助会員 個人、団体、企業
1口 年額 2,000円
- 団体会員 社会福祉関係機関・団体、社会福祉法人
1口 年額 3,000円
- 特別賛助会員
本会の賛助会員、団体会員であって本会の実施する個別事業に協力するもの
1口 6,000円

老人福祉センターから お知らせ

老人福祉センター講座

▶押し花教室◀

季節の花を押し花にして
楽しんでみませんか。

日時 5月10日(木)から
第2木曜日 午後1時30分～3時30分
(6回を予定)

対象者 どなたでも(定員10名)

講師 / 湯越 絢子さん

参加費 1回 300円(当日持参)

申込・問合せ

老人福祉センター(浜の里)
TEL 45-2468



ふれあい総合相談センター

5月の相談日

相談無料

秘密厳守

会場：老人福祉センター(浜の里)です。

◇心配なこと、困っていること、何でもOK！悩みごとのある人は一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談の種類	相談内容	開設日	時間
心配ごと相談 (民生委員) (司法書士)	心配ごとや、日常生活上の いろいろな問題 (毎週金曜日)	5月11日、18日、25日	13:00 } 16:00
法律相談 (弁護士) 要予約	法律に関する相談 (5月は第2・第3金曜日)	5月11日、18日	13:30 } 15:30

◎法律相談は予約制ですので事前に予約してください。

※なお、法律相談は初回の方を優先します。

境港市社会福祉協議会
☎45-6116

相談の種類	相談内容	開設日	時間	問合せ先
人権相談 (人権擁護委員)	人権に関する相談 (毎月第2木曜日)	5月10日	13:00 } 16:00	人権相談： 鳥取地方方法務局 米子支局 ☎22-6161
行政相談 (行政相談委員)	役所の仕事、手続き、サー ビスなどに関する相談 (毎月第2金曜日)	5月11日		行政相談： 鳥取行政評価事務所 行政相談課 ☎0857-24-5542

問合せ先

人権相談：
鳥取地方方法務局
米子支局
☎22-6161
行政相談：
鳥取行政評価事務所
行政相談課
☎0857-24-5542

ご存知
ですか？

「地域福祉権利擁護事業」

福祉サービス利用支援センター

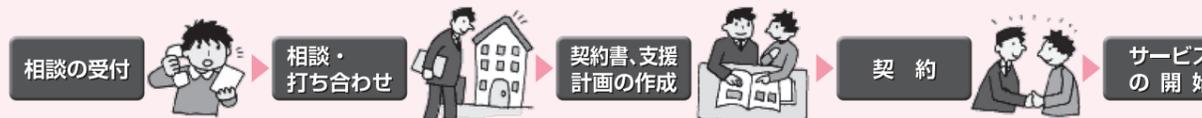
～あなたの暮らしをお手伝いします～

こんなことで困ったり、不安を感じたことはありませんか？



ぜひご相談ください！

手続きの流れ



▶ 地域福祉権利擁護事業とは？

認知症や障がい(知的障がい・精神障がい)などのため、判断能力が十分ではない方や、日常生活に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いをする事業です。

▶ 何をお手伝いするのですか？

- ◎ 福祉サービスの利用援助
福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをお手伝いします。
- ◎ 日常的金銭管理サービス
生活費の払い戻し、公共料金の支払いや年金の受け取りなど日常のお金の管理をお手伝いします。
- ◎ 書類等預かりサービス
通帳、印かん、証書など大切な書類をお預かりします。

▶ 利用料はかかりますか？

相談や支援計画の作成については無料です。生活支援員による援助については有料となります。
1時間以内 1,200円(以降30分ごとに600円)
書類等の預かりサービスは、月額200円 ※生活保護世帯は無料です。

▶ どこに相談や利用の申込みをしたらいいですか？

福祉サービス利用センターまたはお住まいの社会福祉協議会にご連絡ください。
相談は、来所、電話、ファックスどんな方法でも結構です。
相談は無料です。秘密厳守しますので、お気軽にご相談ください。

ご相談・お問い合わせ先 **境港市社会福祉協議会** TEL 45-6116 FAX 45-6146
または **西部福祉サービス利用支援センター**(米子市社会福祉協議会内)
TEL 35-3570 FAX 23-5495

福祉用具の紹介

シリーズ 22

市社会福祉協議会で レンタルできます！

歩行車 ハッピー“ミニ”

- ★従来の同型歩行車に比べて一回りコンパクト。小柄な方でも使い易い作りとなっています。
- ★コンパクトながら、安定性も兼ね備えています。
- ★前輪のコマは360度回転の自在輪で小回りが利きます。
- ★おしゃれなパープルメタリック色です。

福祉用具のレンタル、購入のお問合せは **市社会福祉協議会**
☎45-6116 までお願いします。



介護保険で
レンタルできます。

処方せん受付

増谷薬局

● 蓮池店 ● 境港市蓮池町102 TEL (0859)47-0325 FAX (0859)47-0322
● 元町店 ● 境港市元町1797 TEL (0859)42-3436 FAX (0859)42-2011

こんなの出来ないかな…？

と、思ったら声をかけてみてください。
●紙器●パッケージ印刷●シール●コンピュータ用紙●一般印刷

株式会社 **カワバタ印刷**
KAWABATA
〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地267
TEL.0859-45-6161 FAX.0859-45-6165
E-mail:kawabata@lime.ocn.ne.jp
http://kawabata.macserver.jp

こころ温まるご寄付をいただき ありがとうございます

香典返しご寄付芳名録 (平成24年2月16日～平成24年3月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	故人	寄付者	住所	月日	金額(円)	故人	寄付者	住所
2.16	20,000	拝 藤 杉子	拝藤新一郎	渡 町	2.28	70,000	門 永 正 男	門 永 幸 雄	上 道 町
16	30,000	三本木三四子	堀川俊巳	花 町	3. 1	30,000	足立とよ子	足立 豊	中 野 町
16	30,000	永 田 建	永田美香	馬場崎町	2	100,000	角 うめよ	仲元輝代志	馬場崎町
16	60,000	阿部昇三枝子	阿部俊郎	米子市両三柳	2	50,000	中井智恵	中井 直	清 水 町
17	50,000	松本和雄	松本雅之	渡 町	6	30,000	多久野 武	多久野みつ	外 江 町
20	30,000	木下恵智	木下あや子	財ノ木町	7	30,000	山本リワ	山本慎二	中 野 町
22	20,000	西澤君子	西澤真美子	湊 町	9	50,000	築谷正子	築谷俊三	渡 町
22	30,000	瀧川 澄	瀧川和則	湊 町	9	30,000	植田 勤	植田幸夫	渡 町
22	30,000	門脇英代	門脇 保	渡 町	12	30,000	福積 進	福積英雄	外 江 町
23	500,000	中下 静夫	中下英之助	朝 日 町	13	10,000	齋藤美恵子	齋藤哲也	相 生 町
24	10,000	古徳登美子	古徳 敬	芝 町	13	50,000	吉本 計	吉本 淳	外 江 町
27	20,000	木村ゆき子	木村賢寿	誠 道 町	14	100,000	里道義郎	里道大樹	中 野 町
27	30,000	遠藤 協	遠藤 直	外 江 町	15	30,000	岡 晴隆	岡 由希夫	外 江 町
27	30,000	清水 淨	清水厚志	上 道 町					

■「こだま」への香典返し芳名録掲載につきましては、寄付者ご本人の了解をいただいております。
 一般寄付、香典返しは、高齢者、児童、障がい者の福祉事業、ふれあい総合相談事業等、地域福祉活動を推進する上で貴重な財源として活用させていただいております。なお、一般寄付、香典返しは、市社会福祉協議会(竹内町老人福祉センター東側)、または市役所(福祉課)で取扱っています。

生活福祉資金(総合支援資金)貸付のご案内

貸付の対象

失業等により日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯で次のいずれの条件にも該当する場合。

- 低所得世帯で、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること、生計中心者が離職の日から原則として2年を超えていないこと
- 借入申込者の本人確認が可能であること
- 住居が有ること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- 貸付後の継続的な支援を受けることに同意できること
- 貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込まれること
- 失業等給付、生活保護、年金等の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- 外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがあること(特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等)
- 世帯に属するものが暴力団員でないこと

資金種類・貸付限度額

- 生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費用)
 - 貸付限度額 2人以上 月額20万円
単身世帯 月額15万円
 - 貸付期間 12か月以内
- 住宅入居費
(敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)
※ただし、原則として当該入居予定住宅の賃料について国で定める住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行っている場合に限る。
 - 貸付限度額 40万円
- 一時生活再建費(生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用)
例 転居が必要な場合の転居費用、家具什器費など
 - 貸付限度額 60万円

償還期限

据置期間経過後原則20年以内

連帯保証人と貸付利子

- 原則として借受人と別世帯に属する連帯保証人が1名必要。
- 連帯保証人を立てる場合は貸付利子は無利子。
- 連帯保証人が得られない場合は、貸付利子は年1.5%。